

高石市水道事業工事に係る条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（平成 22 年水道事業告示第 17 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、本市水道事業が発注する工事（以下「工事」という。）の契約において、入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格の審査を入札後に行う一般競争入札（以下「競争入札」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第 2 条 競争入札の対象となる工事は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 設計金額が 2 億円以上の管工事
- (2) 設計金額が 3 億円以上の水道施設工事、電気工事又は電気通信工事
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、第 3 条の規定により設置する高石市水道事業競争入札審査会の意見を聴いて水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認める工事

（審査会）

第 3 条 次に掲げる事務を所掌するため、高石市水道事業競争入札審査会を設置する。

- (1) 対象工事の入札参加資格に関すること
  - (2) 落札候補者の入札参加資格の審査に関すること
  - (3) 条件付一般競争入札（事後審査型）に係る理由説明要求書に関すること
- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の各号に定める職にある者をもってこれに充てる。
- (1) 委員長 土木部長
  - (2) 委員 政策推進部長 総務部長 保健福祉部長 教育委員会教育部長
- 3 審査会の運営は、高石市水道事業指名業者選定委員会設置要綱（平成 22 年決裁）の規定を準用する。

（市要綱の準用）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、高石市建設工事に係る条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱（平成 22 年高石市告示第 15 号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行する。  
（高石市水道事業制限付き一般競争入札試行要綱の廃止）
- 2 高石市水道事業制限付き一般競争入札市試行要綱（平成 22 年 1 月決裁）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日水道告示第 15 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。